

# 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

～岐阜県フローチャート（R2. 2. 18現在）～

## 1 【発生情報の学校等への連絡 及び 学校ではじめて発生した場合】

児童生徒及び教職員に次の症状がある場合

- ◇ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- ◇ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

帰国者・接触者相談センターへ連絡

本人及び保護者から

帰国者・接触者外来を設置している医療機関

PCR検査が必要な場合

PCR検査の実施

陽性の場合

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部（※当面、本部から出席停止及び臨時休業を要請）

第1報

県教育委員会

該当児童生徒及び教職員の検査結果と臨時休業の要請

第1報

文書による臨時休業の要請

教育事務所

第2報

第2報

市町村教育委員会

第2報

該当児童生徒及び教職員の検査結果と臨時休業の要請連絡

第1報

県立高・特支学校

国市町村立幼・小・中・義・高・特支学校

## 2 【※地域及び学校で感染が拡大している場合 学校で2人目以降の場合】

医療機関でのPCR検査の結果、本人及び保護者から「陽性」の連絡

幼・小・中・義・高・特支学校

- ・ 学校医に相談の上、学校の全部または一部の臨時休業の措置を実施する。
- ・ 欠席者の状況を学校欠席者情報システムに入力する。

※休業期間の詳細は、今後の厚労省及び文部科学省の通知による。